

令和 5 年 度

内 閣 一 般 会 計 省 庁 別 財 務 書 類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 一般会計省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 一般会計省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

内閣 一般会計省庁別財務書類

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	8
参考情報	
1 内閣の所掌する業務の概要	13
2 内閣の組織及び定員	14
3 令和5年度歳入歳出決算の概要	17
4 公債関連情報	17

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和 5年 3月31日)	本会計年度 (令和 6年 3月31日)		前会計年度 (令和 5年 3月31日)	本会計年度 (令和 6年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
未収金	282	282	未払金	13	13
前払費用	0	0	賞与引当金	1,502	1,526
有形固定資産	77,095	80,855	退職給付引当金	18,518	17,911
国有財産（公共用 財産を除く）	40,147	49,822	その他の債務等	59	47
土地	32,279	32,806			
立木竹	94	84			
建物	4,799	11,081			
工作物	2,974	5,850			
物品	36,948	31,032			
無形固定資産	5,108	5,091			
資 産 合 計	82,488	86,230	負 債 合 計	20,094	19,498
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	62,393	66,731
			負債及び資産・ 負債差額合計	82,488	86,230

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 4年 4月 1日) (至 令和 5年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 5年 4月 1日) (至 令和 6年 3月31日)
人件費	20,182	19,882
賞与引当金繰入額	1,502	1,526
退職給付引当金繰入額	1,497	150
委託費	56,479	75,785
分担金	0	-
庁費等	41,167	31,188
その他の経費	3,840	3,872
減価償却費	20,349	15,474
貸倒引当金繰入額	-	0
資産処分損益	52	76
本年度業務費用合計	145,070	147,958

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度		本会計年度	
	(自 令和 4年 4月 1日)	(自 令和 5年 4月 1日)	(自 令和 5年 4月 1日)	(自 令和 6年 3月 31日)
	(至 令和 5年 3月 31日)	(至 令和 5年 3月 31日)	(至 令和 6年 3月 31日)	(至 令和 6年 3月 31日)
I 前年度末資産・負債差額		82,239		62,393
II 本年度業務費用合計		△ 145,070		△ 147,958
III 財源		125,568		144,554
主管の財源		211		796
配賦財源		125,356		143,757
IV 無償所管換等		39		7,220
V 資産評価差額		△ 382		521
VI 本年度末資産・負債差額		62,393		66,731

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 4年 4月 1日) (至 令和 5年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 5年 4月 1日) (至 令和 6年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	213	798
配賦財源	125,356	143,757
財源合計	125,570	144,556
2 業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 22,817	△ 22,143
委託費	△ 56,479	△ 75,785
分担金	△ 0	-
庁費等の支出	△ 42,400	△ 32,789
その他の支出	△ 3,840	△ 3,872
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 125,537	△ 134,591
(2)施設整備支出		
立木竹に係る支出	-	△ 5
建物に係る支出	△ 2	△ 6,547
工作物に係る支出	△ 17	△ 3,399
施設整備支出合計	△ 20	△ 9,952
業務支出合計	△ 125,557	△ 144,543
業務収支	12	12
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 12	△ 12
財務収支	△ 12	△ 12
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率

ただし、内閣等においては、60 歳以後定年前の職員に係る基本額については、定年延長による減額前の俸給月額×定年退職の支給率に、減額以後の期間に応じた額を加算して計上している。

・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

・割引率 : 3.9%

（令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出）

2 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 6,190 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 150,783 百万円

3 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「未収金」には、損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険料の前払保険料を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎敷地等に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎敷地の樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に庁舎に係る工作物を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品（美術品については300万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権等については国有財産台帳価格、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、リース債務等を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「委託費」には、情報収集衛星システム開発等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、前会計年度において、国際人事管理機関連合会分担金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用のうち、当該年度に係る額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の売却、除却等により生じた損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、主管の徴収決定済額から、物品売払収入等を除いた額を計上している。
- ・「配賦財源」には、所管の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、財産の無償所管換等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、主管歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「委託費」には、情報収集衛星システム開発等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、前会計年度において、国際人事管理機関連合会分担金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち立木竹の取得に係る経費を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち建物の取得に係る経費を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち工作物の取得に係る経費を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、リース物件に係る支払額を計上している。

(3) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
利息債権	個人等	91
損害賠償金債権	個人等	190
返納金債権	個人	0
延滞金債権	個人	0
合計		282

② 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	評価差額 (本年度発生 分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産（公共用財産を除く）	40,147	9,952	8	788	520	49,822
行政財産	40,147	9,952	8	788	520	49,822
土地	32,279	-	-	-	526	32,806
立木竹	94	5	8	-	△ 5	84
建物	4,799	6,547	-	265	-	11,081
工作物	2,974	3,399	-	523	-	5,850
物品	36,948	7,334	124	13,126	-	31,032
物品（美術品を除く）	36,751	7,334	124	13,114	-	30,847
美術品	175	-	-	-	-	175
リース物品	21	-	-	12	-	9
小計	77,095	17,287	132	13,915	520	80,855
(無形固定資産)						
国有財産	1	0	0	-	0	3
行政財産	1	0	0	-	0	3
特許権等	1	0	0	-	0	3
ソフトウェア	5,046	1,537	-	1,558	-	5,025
電話加入権	60	2	0	-	-	62
小計	5,108	1,541	0	1,558	0	5,091
合計	82,204	18,828	133	15,474	521	85,947

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	職員	13
合計		13

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	17,246	547	131	16,831
整理資源に係る引当金	1,271	210	19	1,080
合計	18,518	758	150	17,911

③ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	9
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	38
合計		47

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	内閣官房	内閣法制局	人事院	合計
人件費	13,542	756	5,583	19,882
賞与引当金繰入額	1,012	74	439	1,526
退職給付引当金繰入額	△ 386	40	496	150
委託費	75,785	-	-	75,785
庁費等	29,259	318	1,610	31,188
その他の経費	3,573	1	297	3,872
減価償却費	15,373	14	85	15,474
貸倒引当金繰入額	-	-	0	0
資産処分損益	78	0	△ 1	76
本年度業務費用合計	138,239	1,206	8,512	147,958

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
重要政策基礎調査委託費	株式会社野村総合研究所等	627	内閣の重要政策に関する基本方針及び施策の統一並びに総合調整に関する、府省横断的な基礎調査・分析等の委託
情報調査委託費	一般社団法人内外情勢調査会等	757	内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査
サイバーセキュリティ施策評価事務委託費	独立行政法人情報処理推進機構	400	「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)第31条第1項第1号の規定に基づき、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査の一部を委託
サイバーセキュリティ協議会連絡調整事務委託費	一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター	50	「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)第31条第1項第2号の規定に基づき、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整事務の一部を委託
情報収集衛星システム開発等委託費	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等	73,949	「情報収集衛星の導入について」(平成10年閣議決定)に基づき、我が国の安全確保のために必要な情報の収集を目的とする情報収集衛星システムの開発等の委託
合計		75,785	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		32
	国有財産使用収入		0
	利子収入		0
	小計		32
諸収入	弁償及返納金		690
	雑入		73
	小計		763
合計			796

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (受)	総務省一般会計	0	工作物	所管換	
	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	5,303	物品	管理換	
	日本電気株式会社	125	物品	管理換	
	小計	5,429			
財産の無償所管換等 (渡)	内閣府一般会計	△ 54	物品、特許権	所管替	
	財務省一般会計	△ 2	物品	所管換	
	小計	△ 56			
誤謬訂正		1,847	建物、工作物、 物品	誤謬訂正等	
	小計	1,847			
合計		7,220			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産（公共用財産を除く）	-	520	520	
行政財産	-	520	520	
土地	-	526	526	国有財産台帳の価格改定
立木竹	-	△ 5	△ 5	国有財産台帳の価格改定
無形固定資産				
国有財産	-	0	0	
行政財産	-	0	0	
特許権等	-	0	0	国有財産台帳の価格改定
合計	-	521	521	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		32
	国有財産使用収入		0
	利子収入		0
	小計		32
諸収入	弁償及返納金		690
	物品売払収入		1
	雑入		73
	小計		765
合計			798

1 内閣の所掌する業務の概要

法律の規定に基づき内閣の下に置かれる機関（内閣府、デジタル庁及び復興庁を除く。）としては、内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議及び認知症施策推進本部のほか、内閣の所轄の下に置かれる機関として人事院がある。

【内閣官房】

内閣法第12条には、内閣官房の所掌事務として、閣議事項の整理その他内閣の庶務、内閣の重要施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整、閣議に係る重要事項に関する企画立案・総合調整、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案・総合調整、その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画立案・総合調整、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務、国家公務員に関する制度の企画立案に関する事務、国家公務員法第18条の2（独立行政法人通則法第54条第1項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務、国家公務員の退職手当制度に関する事務、特別職の国家公務員の給与制度に関する事務、国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画立案・調整に関する事務、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、行政機関の機構及び定員に関する企画立案・調整に関する事務、各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務、その他法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣官房に属させられた事務を行うほか、内閣の事務を助けること等が規定されている。

【内閣法制局】

法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べ、法律案及び政令案の審査・立案、条約案の審査、内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究、その他法制一般に関する事務を行う。

【人事院】

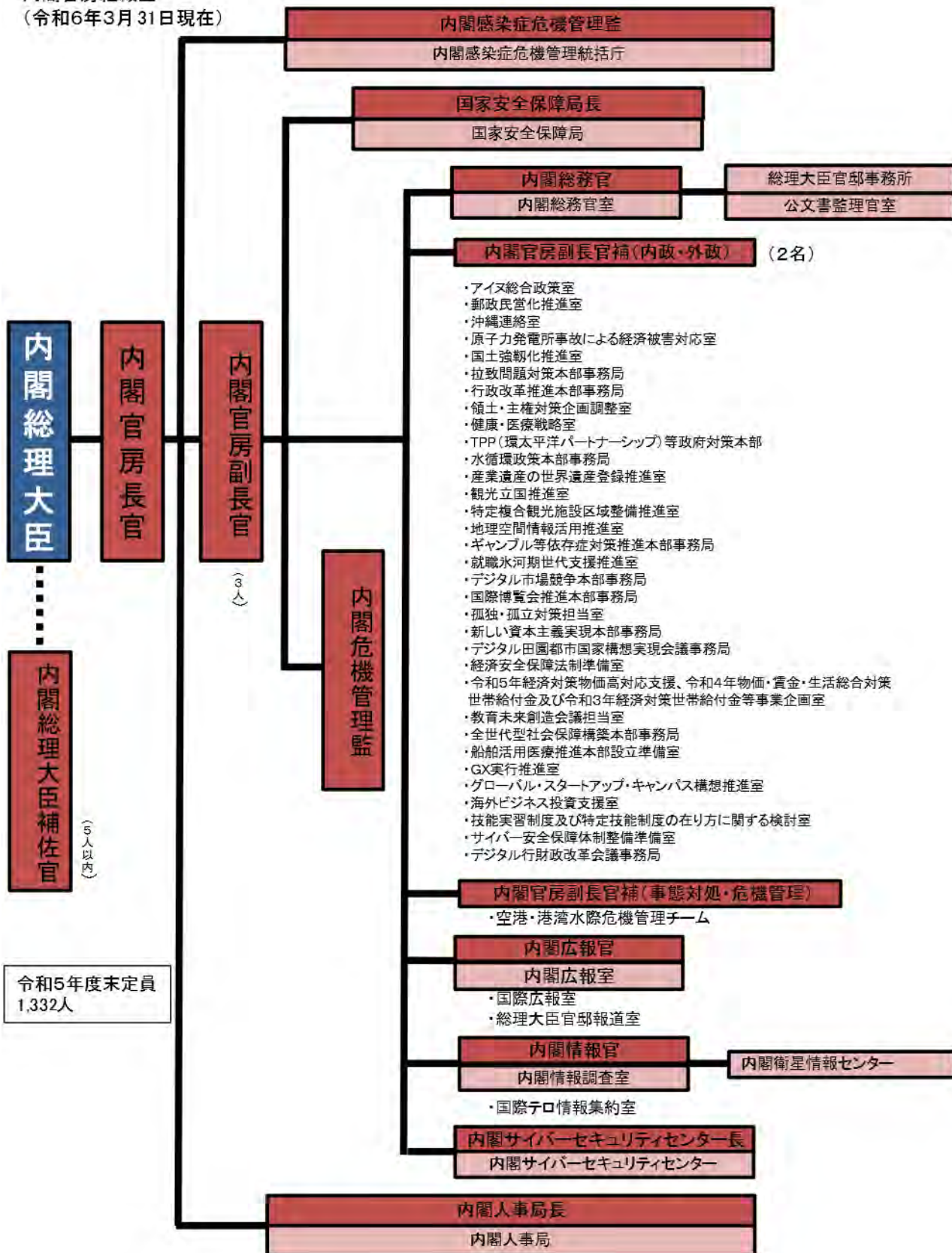
公務の中立・公平の確保と労働基本権制約の代償機能という責務を担うための中央人事行政機関として、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員災害補償法、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律、国家公務員の育児休業等に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国家公務員倫理法その他関係法令に基づき以下の事務を行う。

- （1）給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告
- （2）採用試験、任免、給与、研修の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等
- （3）国家公務員の職務に係る倫理の保持

2 内閣の組織及び定員

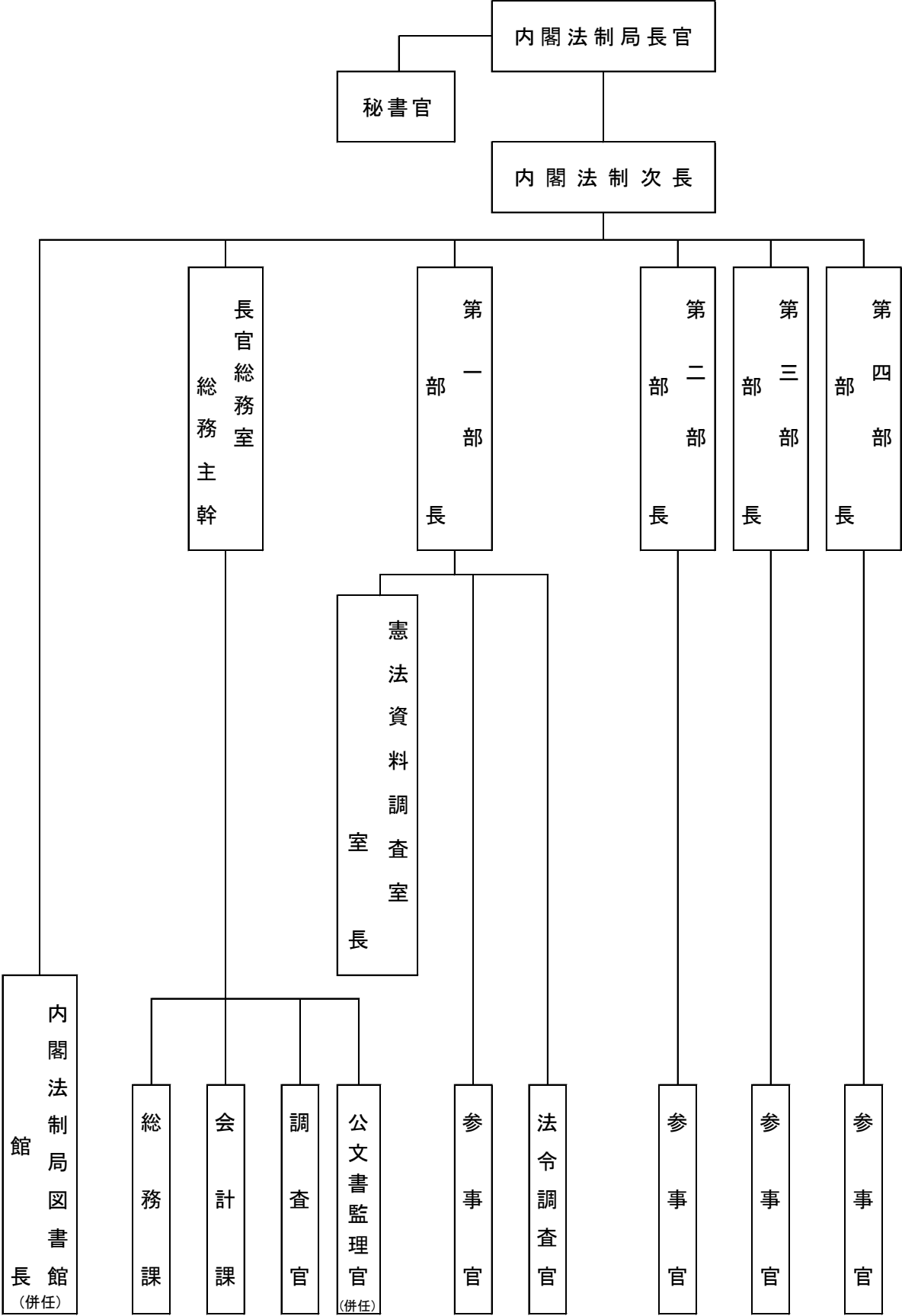
内閣官房の機構図(令和5年度末)

内閣官房組織図
(令和6年3月31日現在)

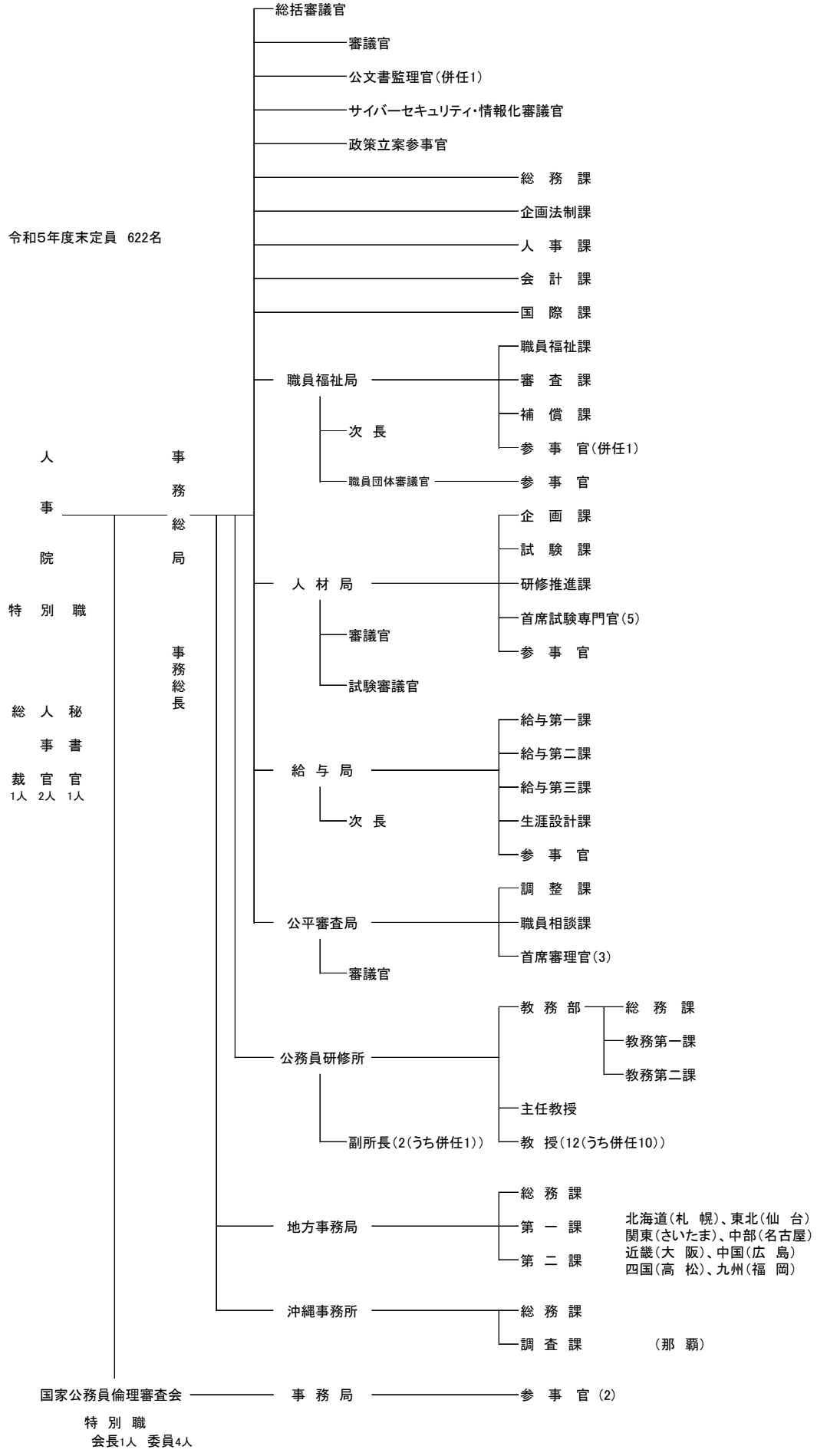


内閣法制局の機構図(令和5年度末現在)

(定員81名)



人事院の機構図(令和5年度末現在)



3 令和5年度歳入歳出決算の概要

(1) 歳 入

歳入予算額9億16百万円に対し、収納済歳入額は、7億98百万円であり、2億69百万円の差となっている。

収納済歳入額の主なものは、

弁償及返納金	6億90百万円
雑入	73百万円
国有財産貸付収入	32百万円

である。

(2) 歳 出

歳出予算現額1,816億9百万円に対し、支出済歳出額は、1,445億56百万円、翌年度繰越額は303億60百万円であり、不用額は66億92百万円となっている。

支出済歳出額の内訳は、

内閣官房	1,350億92百万円
内閣法制局	11億63百万円
人事院	82億99百万円

である。

4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

- ① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>10,259,161億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>349,979億円</u>
・当該年度の利払費	<u>61,816億円</u>

- ② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち内閣配分額	<u>19,857億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち内閣配分額	<u>822億円</u>
・当該年度の利払費のうち内閣配分額	<u>119億円</u>